

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例をここに公布する。

令和三年七月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第十六号

#### 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整

#### 備に関する条例

(広島県中山間地域振興条例の一部改正)

第一条 広島県中山間地域振興条例(平成二十五年広島県条例第四十四号)の一部を次の  
ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう  
に改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(定義)<br/>第二条 (略)<br/>一―三 (略)<br/>四 過疎地域の持続的発展の支援に関する特<br/>別措置法(令和三年法律第十九号)第二条<br/>第一項に規定する過疎地域(同法第三条第<br/>一項、第四十一条第一項及び第四十一条第<br/>三項の規定により準用される同条第二項の<br/>規定により過疎地域とみなされる区域を含<br/>む。)</p> | <p>(定義)<br/>第二条 (略)<br/>一―三 (略)<br/>四 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二<br/>年法律第十五号)第二条第一項に規定する<br/>過疎地域(同法第二十三条各項の規定によ<br/>り過疎地域とみなされる地域を含む。)</p> |

(広島県営住宅設置、整備及び管理条例の一部改正)

第二条 広島県営住宅設置、整備及び管理条例(平成九年広島県条例第十三号)の一部  
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう  
に改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>附則<br/>1―6 (略)<br/>7 当分の間、<u>過疎地域の持続的発展の支援に<br/>関する特別措置法(令和三年法律第十九号)</u><br/>第二条第一項に規定する過疎地域その他の令<br/>附則第七項に規定する地域内の公営住宅に係<br/>る第六条の規定の適用については、当該公営<br/>住宅の入居者が、現に同居親族がない場合に<br/>おいても、同条第一項第一号の条件を具備す<br/>る者とみなす。<br/>8・9 (略)</p> | <p>附則<br/>1―6 (略)<br/>7 当分の間、<u>過疎地域自立促進特別措置法(</u><br/><u>平成十二年法律第十五号)</u>第二条第一項に規<br/>定する過疎地域その他の令附則第七項に規定<br/>する地域内の公営住宅に係る第六条の規定の<br/>適用については、当該公営住宅の入居者が、<br/>現に同居親族がない場合においても、同条第<br/>一項第一号の条件を具備する者とみなす。<br/>8・9 (略)</p> |

## 附 則

### (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の広島県中山間地域振興条例及び広島県営住宅設置、整備及び管理条例の規定は、令和三年四月一日から適用する。

### (経過措置)

2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）附則第七条第一項の規定により特定市町村（同法附則第五条に規定するものをいう。）の区域とみなされる区域については、この条例による改正後の広島県中山間地域振興条例第二条の規定にかかわらず、令和三年度から令和八年度までの間、中山間地域とみなす。